

公益財団法人日本製鉄文化財団 寄附金規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本製鉄文化財団（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 用途を特定せず受領する寄附金。
- (2) 特定寄附金 用途を特定して受領する寄附金。

(一般寄附金)

第3条 この法人は、一般寄附金を受領することができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用する。

(特定寄附金)

第4条 特定寄附金を受領するときは、寄附対象事業、寄附対象金額、寄附理由、資金用途及びその他必要な事項を記載した書面（「趣意書」）を受領しなければならない。

(細 則)

第5条 この規程の実施について必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則

この規程は、公益財団法人新日鉄文化財団の設立の登記の日から施行する。

2013年9月1日財団名称変更。

2019年4月1日財団名称変更。